

【 検 査 】

4 5 5 超音波検査（白内障術前検査）の算定について

《令和7年2月28日》

○ 取扱い

白内障の術前検査におけるD215「1」超音波検査（Aモード法）の算定は、原則として認められる。

○ 取扱いを作成した根拠等

超音波検査（Aモード法）は、探触子（プローブ）から発射された超音波パルスが音響インピーダンスの異なる境界面で反射され、再び探触子に受波された超音波パルスを検波し、時間軸上に振幅情報を表示することで眼軸長を測るものである。

眼軸長とは、眼の表面（角膜）から眼の奥（網膜）までの長さのことであり、本検査は、主に光学的眼軸長測定ができない白内障などの中間透光体（角膜・硝子体・水晶体）混濁時に、その手術前検査として実施施行される。

白内障手術時には、眼内レンズの度数を決定するため、眼軸長の測定が必要となる。

以上のことから、白内障の術前検査におけるD215「1」超音波検査（Aモード法）の算定は、原則として認められると判断した。